

○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十七条第二項及び第二十条第四項に規定する必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁・大蔵省・農林水産省告示第十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（命令第十七条第三項の規定による自己資本の額の調整）</p> <p>第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下「命令」という。）<u>第十七条第三項の規定による組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号。以下「法」という。）第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合をいう。以下同じ。）又は連合会（法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）</u>の必要な調整を加えた自己資本の額は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年 <u>金融</u> 告示第二号。以下「告示」という。）<u>第二条の算式における自己資本の額とする。</u></p> <p>（命令第二十条第四項の規定による自己資本の額の調整）</p> <p>第二条 命令第二十条第四項の規定による組合又は連合会及びその子会社等（<u>法第十一条の八第二項前段に規定する子会社等をいう。</u>）の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、告示第十條の算式における自己資本の額とする。</p>	<p>（命令第十七条第二項の規定による自己資本の額の調整）</p> <p>第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下「命令」という。）<u>第十七条第二項の規定による組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号。以下「法」という。）第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合をいう。以下同じ。）又は連合会（法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）</u>の必要な調整を加えた自己資本の額は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年 <u>金融</u> 告示第二号。以下「告示」という。）<u>第二条の算式における自己資本の額とする。</u></p> <p>（命令第二十条第四項の規定による自己資本の額の調整）</p> <p>第二条 命令第二十条第四項の規定による組合又は連合会及びその子会社等（<u>法第十一条の八第二項前段に規定する子会社等をいう。以下同じ。</u>）の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、告示第十條の算式における自己資本の額とする。</p>

<p>2 法第十一条の八第二項前段の規定の適用に当たり組合又は連合会が関連法人等（命令第十条第三項に規定する関連法人等をいう。）を有する場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した告示第十条の算式における自己資本の額とする。</p>	<p>る。</p> <p>2 法第十一条の八第二項前段の規定の適用に当たり組合又は連合会の子会社等に関連法人等（命令第十九条第二号に規定する関連法人等をいう。）が含まれる場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した告示第十条の算式における自己資本の額に当該関連法人等の告示第二条の算式における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	